

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年一一月二七日法律第一一一号)(衆)

一、提案理由(平成一四年一一月一四日・衆議院本会議)

○大野功統君　ただいま議題となりました両法律案について、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず第一は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案であります。

我々は、現下の厳しい経済情勢、そして財政状況にかんがみ、既に本年四月一日から、国会議員歳費月額の一割を削減する措置をみずから講じてきているところであります。

今般、特別職給与法の改正がありましたが、ここに提出いたします法律案は、現在実施しております議員歳費月額の一割削減措置を現状のまま明年三月三十一日まで引き続き行うための措置をとるとともに、関係規定の整理を行おうとするものであります。

……………(略)……………

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、ここに提出させていただきます。よろしく御賛同のほどをお願い申し上げまして、終わります。ありがとうございました。

二、参議院議院運営委員長報告(平成一四年一一月二〇日)

○山崎正昭君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、議長、副議長及び議員の期末手当の支給について内閣総理大臣等と同様とするとともに、平成十五年三月までの間、歳費月額を現行の額に据え置くため、所要の規定を整備しようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注)　衆議院においては、委員会の審査は省略された。